

亀山市公告第38号

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第2項の規定により適用する同法第6条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により次のとおり公告する。

令和3年5月14日

亀山市長 櫻井 義之

1 予防接種の種類及び対象者の範囲

種類	対象者
新型コロナウイルス感染症	予防接種を受けようとする日における年齢が満16歳以上の者

新型コロナウイルス感染症の予防接種は、対象者が自らの意思で当該予防接種を希望していることが認められる場合に限り行うことができる。なお、対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認するものとする。

対象者が自らの意思で当該予防接種を希望していることが認められない場合には、これを行うことができない。

2 予防接種を行う期間及び場所

期間	場所		
	施設名	所在地	電話番号
令和3年5月17日から令和4年2月28日まで	亀山市総合保健福祉センター「あいあい」	亀山市羽若町545番地	0595-84-3311
令和3年5月24日から令和4年2月28日まで	亀山市立医療センター	亀山市亀田町466番地1	0595-83-0990
令和3年5月31日から令和4年2月28日まで	あのだクリニック	亀山市阿野田町1675番地2	0595-83-1181
	伊東医院	亀山市野村三丁目19番31号	0595-82-0405
	落合小児科医院	亀山市東台町1番17号	0595-82-0121
	かつき内科	亀山市東町一丁目2番19号2	0595-84-5858
	亀山医院	亀山市本町三丁目10番5号	0595-82-0015

亀山回生病院	亀山市東御幸町 232番地	0595-84- 0300
川口整形外科	亀山市野村四丁目4 番19号	0595-82- 8721
さかえ整形外科	亀山市栄町1488 番地17	0595-97- 3335
せきクリニック	亀山市関町新所 1125番地	0595-96- 2220
高橋内科クリニッ ク	亀山市栄町1488 番地314	0595-84- 3377
田中内科医院	亀山市天神二丁目3 番6号	0595-82- 0755
谷口内科	亀山市みどり町26 番地1	0595-82- 8710
なかむら小児科	亀山市長明寺町 304番地	0595-84- 0010
のぼのクリニック	亀山市能褒野町79 番地22	0595-85- 3636
服部クリニック	亀山市亀田町380 番地4	0595-83- 2121
ハッピー胃腸クリ ニッ ク	亀山市本町二丁目9 番33号	0595-82- 0017
みえ呼吸嚥下リハ ビリクリニック	亀山市アイリス町 14番地7	0595-84- 3536
宮村産婦人科	亀山市本町三丁目8 番7号	0595-82- 5151

3 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種を受けることが適当でない者

ア この公告により実施する予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、
この公告により実施する予防接種を行う必要がないと認められる者

イ 明らかな発熱を呈している者

ウ 重篤な基礎疾患にかかっていることが明らかな者

エ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラ
キシーを呈したことがあることが明らかな者

オ アからエまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有
する者

イ 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

（3）接種後の注意事項

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。

イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。

ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに亀山市健康福祉部長寿健康課新型コロナウイルスワクチン接種室ワクチン接種グループに連絡すること。